

柴田町観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第27号

柴田町観光施設条例の一部を改正する条例
柴田町観光施設条例（平成22年柴田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第9条関係） スロープカー利用料金				別表（第9条関係） スロープカー利用料金			
利用区分		利用区分の上限額（1人1回につき）		利用区分		利用区分の上限額（1人1回につき）	
		往復	片道			往復	片道
個人	大人	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	個人	大人	<u>500円</u>	<u>250円</u>
	小人	<u>600円</u>	<u>300円</u>		小人	<u>300円</u>	<u>150円</u>
団体（15人以上）	大人	<u>800円</u>	<u>400円</u>	団体（15人以上）	大人	<u>400円</u>	<u>200円</u>
	小人	<u>400円</u>	<u>200円</u>		小人	<u>200円</u>	<u>100円</u>
備考 1～2（略）				備考 1～2（略）			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。